各 位

会 社 名 大阪有機化学工業株式会社 代 表 者 取締役社長 鎮目 泰昌 (コード番号:4187 東証第二部・大証第二部) 問合せ先 取締役管理本部長 永松 茂治 TEL 06-6264-5071 (代表)

第三者割当による第1回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成22年3月2日付当社取締役会決議に基づき発行した大阪有機化学工業株式会社第1回新株予約権(以下「本第1回新株予約権」という。)につきまして、下記のとおり取得し、かつ取得後直ちに消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得及び消却する新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	大阪有機化学工業株式会社
	第1回新株予約権
(2) 新株予約権の数	9,729 個※
	(平成 22 年 4 月 16 日現在)
(3) 取得及び消却総数	取得日における
	未行使の残存個数の全部
(4)取得価額	無償
(5) 取得及び消却日	平成 22 年 5 月 17 日

※取得日までに本第1回新株予約権の行使が行われた場合には、「新株予約権の数」は 減少します。従って、「取得及び消却総数」は取得日に確定いたします。「取得及び 消却総数」は確定次第お知らせいたします。

2. 取得及び消却する理由

当社は、研究設備投資及び生産設備投資にかかる資金需要に対する資金調達手段として本第 1 回新株予約権及び大阪有機化学工業株式会社第 2 回新株予約権(以下「本第 2 回新株予約権」という。)を発行いたしました。本第 1 回新株予約権につきましては、株価が行使価額の 120%相当額(511円)に到達した場合には当社の判断で本第 1 回新株予約権を取得できるという取得条項が付与されております。

本第1回新株予約権の発行後、設定した行使価額(426円)に対して当社普通株式の株価水準がこれを大きく上回る状況となっている一方で、上記資金需要のうち緊急性のある資金需要につきましてはシンジケートローンによる調達で確保できており、今後は本第1回新株予約権を取得・消却した上でもう一段高い水準の行使価額(511円)となる本

第 2 回新株予約権の行使に期待することにより、当面の資金需要に対する一定の調達を 確保しながら、当該取得・消却相当分の他の資金調達手段の採用を検討することが最良 であると判断いたしました。

なお、本第 2 回新株予約権につきましては、本日以降の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額の120%相当額(613円)に到達した場合には自動的に本第 2 回新株予約権を取得する条項が付与されております。

※ 詳細につきましては、平成22年3月2日公表のプレスリリース「第三者割当による第1回及び第2回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 業績に与える影響

本件による今期(平成22年11月期)の業績予想への影響はありません。 なお、今後の資金調達につきましては、事業の進捗状況と市場環境を勘案しながら、 必要に応じて、より有利な条件での新たな調達方法を検討いたします。

以上